

# 大学コンソーシアムとちぎ会員会費規程

平成 17 年 4 月 28 日制定

平成 18 年 6 月 30 日一部改正

平成 19 年 3 月 27 日一部改正

平成 20 年 3 月 10 日一部改正

平成 27 年 3 月 24 日一部改正

(目的)

**第 1 条** この規程は、大学コンソーシアムとちぎ（以下「当会」という。）会則第 7 条に基づき、当会の会費を定めることを目的とする。

(会費の額)

**第 2 条** 当会の会費は年額とし、会員の種類に応じ、次のとおりとする。

- (1) 正会員 1 機関当たり 226,000 円及び学生 1 人当たり 110 円(短期大学及び高等専門学校については 55 円) を乗じた額。ただし、放送大学栃木学習センターについては学生数割りの会費は徴収しない。
- (2) 準会員 1 機関当たり 226,000 円
- (3) 賛助会員 年会費 1 口 30,000 円及び助成費 1 口 20,000 円とし 1 口以上
- (4) 産学官連携サテライトオフィス事業運営費 1 担当機関当たり 70,000 円

(会費の納入方法)

**第 3 条** 正会員は、会費を機関割り分額及び当該年度 5 月 1 日現在在学者数に学生割り分で乗じた額を、当該年度の 6 月 30 日までに一括して納入するものとする。

2 準会員は、会費を当該年度の 6 月 30 日までに納入するものとする。

3 賛助会員は、年会費及び助成費を当該年度の 6 月 30 日までに一括して納入するものとする。ただし、年度途中に入会した場合は、入会日の月末までに納入するものとする。なお、退会による会費の返還は行わない。

4 産学官連携サテライトオフィス事業担当機関は、第 2 条（1）の会費の他、同条（4）の運営費を併せて納入するものとする。

## 附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年度分会費は、平成 17 年 6 月 30 日に一括して納入するものとする。

3 準会員及び賛助会員にかかる会費は、改めて決定する。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 20 年 3 月 10 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。